

豊川市監査公表第21号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年7月10日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	上澤	勉
同	富田	潤

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象団体

株式会社 本宮（公の施設の指定管理者）

(2) 所管部署

産業部商工観光課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

平成28年度株式会社本宮会計

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

(2) 所管部署

平成28年度一般会計

（上記団体関係分）

3 監査の実施期間

平成29年11月27日～平成30年1月12日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

ア 公の施設の指定管理の目的、内容について

イ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について

ウ 協定内容の履行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 公の施設の指定管理の目的、内容について
- イ 指定管理料の支払いの時期、時期、方法、手続等について
- ウ 協定内容の履行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【株式会社 本宮】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

指定管理基本協定書において、第6条第3項に規定する本業務に限定した銀行口座での経理事務がされていなかったため、適正な経理事務に改善されたい。

【産業部商工観光課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 指定管理基本協定書において、第6条第3項に規定する本業務に限定した銀行口座での経理事務がされていなかったため、適正な経理事務に改善されたい。

- (イ) 附属備品の許可申請において、指定管理者の書面申請に対し、市は指定管理基本協定書第3条第6項に基づき、書面により回答しなければならないが、協定書に基づいた事務がされていなかったため、適正な事務を実施されたい。

- (ウ) 指定管理基本協定書に添付してある附属備品一覧において、指定管理者により附属備品の更新が行われていたが、附属備品一覧表の更新手続がされていなかったため、適正な事務を実施されたい。

- (エ) 指定管理基本協定書、年度協定書及び仕様書において、炭酸泉の濃度及び測定等に関する事務について不明確であるため、改正されたい。